

平成26年度小児等在宅医療連携拠点事業委託費実施要綱

1 目的

この事業は、NICUで長期の療養を要した児を始めとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築するとともに、今後的小児等の在宅医療に関する政策の立案や均てん化などに資することを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は事業の一部を同事業を的確に遂行するに足る専門的知見を有する者に委託することができる。

(2) 事業の進捗管理及び評価

小児医療に関し十分な研究実績を有する研究機関又は医療機関であって、小児医療の提供に関しても十分な実績を有する者として厚生労働大臣が認められる者。

3 事業内容

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業

以下に示す①～⑥の活動等を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する。

- ① 二次医療圏や市町村等の行政、地域の医療・福祉関係者等による協議を定期的に開催し、小児等の在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応方針を策定すること
- ② 地域の医療・福祉、教育等の資源を把握し、整理した情報を周知し活用すること
- ③ 小児等の在宅医療に関する研修の実施等により小児等の在宅医療の受入が可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大を図るとともに、専門機関とのネットワークを構築すること
- ④ 地域の福祉・教育・行政関係者に対する研修会の開催やアウトリーチにより、小児等の在宅医療への理解を深め、医療と福祉等の連携の促進を図ること
- ⑤ 関係機関と連携し、小児等の患者・家族に対して個々のニーズに応じた支援を実施するコーディネータ機能を確立すること
- ⑥ 患者・家族や一般住民に対して、総合窓口の設置や勉強会等の実施な

どを通して、小児等の在宅医療に関する理解の促進を図るための取り組みを行うこと

(2) 事業の進捗管理及び評価

現地視察等による各事業者の進捗状況の把握、技術的支援、定期的な進捗報告会の開催の事務、及び事業を通じた課題の把握や効果の評価を行う。

また、26年度分の成果を取りまとめるとともに、別途平成25年度の成果も含めた事業評価を行い、全国の広域に事業が展開できるための政策提言を行う。

4 配置する職員

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業

以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保すること。

- ① 当該事業に専任の職員
- ② 当該事業を担当する医師
- ③ 当該地域の医療資源及び福祉資源に詳しい職員
- ④ 医療的ケアに関する家族支援や、退院支援などの経験を有する看護職員
- ⑤ 保健師も配置することが望ましい。

(2) 事業の進捗管理及び評価

以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保すること。

- ① 当該事業を統括する医師
- ② 当該事業の連絡調整を担う専任の職員

5 事業計画書等の提出

事業実施者は、別に厚生労働省が示す公募要領に定める期間内に、厚生労働省の定める様式の事業計画書その他厚生労働大臣が定める書類を厚生労働省に提出する。

6 事業の進捗等に係る報告及び評価のための調査・研究への協力

事業実施者は、厚生労働省又は本事業の進捗管理及び評価を担う厚生労働大臣が認める者の求めに応じて事業の進捗を報告する。また、同者が事業の一環として行う調査・研究等に協力する。

7 事業報告会への参加及び事業報告書の作成

事業実施者は、厚生労働省が行う事業報告会に参加するとともに、事業終了後に厚生労働省の定める様式により事業報告書を作成し、厚生労働省に提出しなければならない。